

三木町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年10月28日

三木町監査委員 太田 一 司

三木町監査委員 安 西 進



令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

三木町監査委員

令 7 発三監第 20 号
令和 7 年 10 月 21 日

三 木 町 長 伊 藤 良 春 殿

三木町議会議長 市 原 信 夫 殿

三木町監査委員 太 田 一 司



三木町監査委員 安 西 進



令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和6年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の対象

令和6年度において補助金等の交付を受けた下記の団体について監査を実施した。

財政援助団体等
三木町商工会

2 監査の実施日

令和7年10月15日（水）

3 監査場所

三木町役場3階 303会議室

4 監査の目的

補助金等の交付を受けた団体等の事業の執行状況、当該補助等事業が目的に従って適正に実施され、当該目的に見合う成果があったか、当該補助等事業に係る指導監督、事務手続きが適切に行われたかについて監査を実施した。

5 監査の方法

令和6年度において実施した事務事業に関し、監査資料の提出を求め、出納その他の事務について、諸帳簿・書類等の調査・照合を行い、さらに関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果は、次のとおりである。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善を要望したので記述を省略した。

団体等名称	三木町商工会
主管課	地域活性課
監査対象業務	補助金名 商工振興事業費補助金 補助金額 10,200,000円 事業内容 ①3年以上に亘ったコロナ禍を乗り越え、個人消費やインバウンド需要が回復し、大企業や都市部の中堅企業を中心に、高水準の賃上げや高い投資意欲など前向き動きも見られた。 しかしながら、地方の中小企業・小規模事業者は、人口減少や少子高齢化などにより売上の確保に苦慮しており、賃上げへの対応や原材料・エネルギー価格の高止まりなどのコスト増加が経営を圧迫している。 このような中、事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業診断士を配置し支援体制の充実を図るとともに、源泉納付要領説明会を拡充し、定額減税説明会を開催するなど、制度変更への対応について支援した。 ②支出決算額は6,060万9,486円で、主なものは、経営指導員2名、経営支援員3名の人件費が2,654万1,138円、経営改善普及事業指導事業費1,078万3,618円、地域総合振興事業費830万1,287円、管理費が902万7,055円である。収入としては、県連交付金が2,819万円余、町補助金が1,020万円、全国連助成金が188万円余である。 三木町いけのべ七夕まつり ①第73回三木町いけのべ七夕まつりは、実行委員会の主催により8月3日・4日の2日間で開催した。サウンド三木ジャズオーケストや高松よさこい連などが会場を盛り上げ、多くの人で賑わった。 ②支出決算額は383万8,280円で、主な支出としては警備費が63万8,000円、パンフレット印刷費が46万2,110円、花火代が70万円である。主な収入としては、町補助金が220万円、寄付金やパンフレット協賛金、うちわ広告料など125万円余である。
監査結果	①補助対象事業については、それぞれ目的に沿って適切に実施していることを確認した。 ②収入・支出に関する事務処理は適正になされていた。 ③中小企業・小規模事業者への経営全般にわたる相談や支援等について、今後とも、きめ細かく対応され町内産業の活性化に寄与できるよう努められたい。